

里山を自由にめぐる電動レンタルサイクル誕生!

ご利用
無料!!

蔵王・村田・川崎をCycle Cruise

さとチャリ

SATO CHARI

蔵王・村田・川崎に広がる穏やかな里山風景を、
電動アシスト付自転車でめぐってみませんか。

美しい蔵王山を眺めながら、
自由自在に回遊できるのが「さとチャリ」のいいところ。

観光スポットも、グルメも、
暮らしも、コミュニケーションも、
自転車ならではのゆるりとしたスピードで
味わうことができます。

あなたの旅を、もっとあなたのペースで。
「さとチャリ」でローカルの魅力を満喫してください。

シャトルバス
三源郷エアポートライナーも
あわせるともっと便利!



●お問い合わせ先／みやぎ蔵王三源郷推進協議会

蔵王町農林観光課：☎0224-33-2215 村田町地域産業推進課：☎0224-83-2113 川崎町地域振興課：☎0224-84-2111

三源郷エアポートライナーについてはこちら▶





さとチャリとは、



電動アシスト付自転車を**無料**で借りて、
お近くのサイクルステーションに返せる便利なサービスです。
観光スポット間の移動や、ちょっと足をのびした散策に、
様々なシーンでご利用いただけます。ぜひ、ご活用ください!

サイクルステーションのご案内

【蔵王町】

①蔵王町ふるさと文化会館

蔵王町大字円田字西浦5
0224-33-2018
開館時間:8時30分~22時



【村田町】

③蔵の観光案内所

村田町大字村田字町31
0224-83-6211
営業時間:9時~17時



【川崎町】

⑤国営みちのく杜の湖畔公園

川崎町大字小野字二本松53-9
0224-84-5991
営業時間:9時30分~16時 ※休園日を除く



②みやぎ蔵王こけし館

蔵王町遠刈田温泉字新地西裏山36-135
0224-34-2385
開館時間:9時~17時



④道の駅村田

村田町大字村田字北塩内41
0224-83-5505
営業時間:9時~17時



⑥川崎町役場

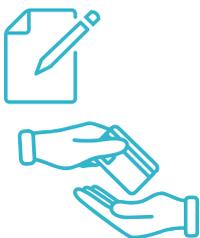
川崎町大字前川字裏丁175-1
0224-84-2111 (地域振興課)



貸出時間:9時~17時 ※国営みちのく杜の湖畔公園は9時30分~16時

ご利用方法

1



サイクルステーションで本人確認書類を提示し、利用者申込を行い、専用ICカードを受け取ります。

2



STARTボタンを押してから、専用ICカードを操作パネルにかざし、電子錠を解除します。

3



交通ルールを守りながらサイクリングをお楽しみください。

4



ご返却はお近くのサイクルステーションへ。手動で施錠し、ENTERボタンを押してください。専用ICカードも一緒にご返却ください。

気軽に借りて返却もラクチン!

●お問い合わせ先/みやぎ蔵王三源郷推進協議会

蔵王町農林観光課:☎0224-33-2215 村田町地域産業推進課:☎0224-83-2113 川崎町地域振興課:☎0224-84-2111

レンタルサイクル「さとチャリ」ご利用案内

●営業時間内（午前9時00分～午後5時00分）に下記いずれかのポートにて自転車、ICカードを一緒にご返却ください。

※ご注意：複数日をまたいでのご利用はできません。

<貸出・返却場所（ポート）> 6カ所
村田町（① 蔵の観光案内所 ② 道の駅村田）
蔵王町（③ 蔵王町ふるさと文化会館 ④ みやぎ蔵王こけし館）
川崎町（⑤ みちのく杜の湖畔公園 ⑥ 川崎町役場）

●事故やトラブルがあった際には速やかに以下のお問合せ先へご連絡ください。

●ご利用の際は交通ルールを遵守し、安全運転をお願いいたします。

① 借り方

■自転車操作パネルのSTARTボタンを押す。

■受付時にお渡ししたICカードをカードリーダーにかざします。
※開錠まで数秒かかります。



利用開始

② 一時駐輪

ちょっと止める

■自転車を停めて、手で施錠。



また使う

■「START」ボタンを押し、ICカードをカードリーダーにかざすと開錠します。



③ 返し方

■ポート（専用駐輪場）に自転車を停めて、手で施錠します。



少し時間をあけて…

■自転車の操作パネルの「ENTER」ボタンを押します。



返却可能なエリアでは操作パネルのLEDが緑色に点滅します。

返却終了

お問合せ先

- 村田町地域産業推進課
TEL 0224-83-2113
- 蔵王町農林観光課
TEL 0224-33-2215
- 川崎町地域振興課
TEL 0224-84-2111（内線1225）

■ レンタルサイクル「さとチャリ」 ご利用上の注意(利用規約) ■

①自転車、ICカードの使いまわしにご注意下さい

自転車、ICカードを第三者に貸与・提供することは禁止しています。

②自転車の放置による撤去や盗難等にご注意下さい

一時駐輪は各施設の駐輪場等をご利用のうえ、施錠して下さい。

違法駐輪による自転車の盗難や損傷、撤去につきましては、諸費用をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

③利用時間

自転車・ICカードはご利用当日の営業時間内に各ポートまでご返却下さい。時間を過ぎて未返却の場合、運営事務局よりお申込のお客様に連絡致します。

ご対応いただけない場合は、自転車の回収及び探索に要した費用等をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※その他、サービス上お申込者への連絡が必要な場合は連絡させていただきます。

④利用料金は無料です

⑤お客様の責任において、事故等にご注意下さい

自転車ご利用中の事故につきましては、お客様の責任となります。自転車安全利用五則をはじめ、交通ルールに従った利用をお願い致します。

万が一事故が発生した場合は、すみやかに貸出拠点にいるスタッフへお知らせください。

⑥保険について

1. 本利用規約の同意に基づいて利用者がレンタルサイクル自転車を借り受けしている間等については、下記の条件のとりの各種損害保険を付保するものとし、

利用者の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。

(1) 死亡・後遺障害 10,000 千円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。ただし入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内を、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。

※レンタルサイクル自転車搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。

(2) 対人・対物の補償 1 名 1 事故 2 億円 (対人・対物共通)

<特約>

・訴訟対応費用補償 支払限度額 1 事故 1,000 万円

・初期対応費用補償 支払限度額 1 事故 1,000 万円

・被害者治療費等補償 支払限度額 1 名につき 50 万円

(見舞品購入費用 3 万円) 1 事故 1,000 万円

※レンタルサイクル自転車搭乗中のみが補償期間となります。自転車の使用に起因して第三者に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。

2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。

3. 警察および事務局に届出のない事故、もしくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険および当社の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾します。

4. 第 3 項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項 (保険金を支払わない場合) に該当する場合等保険約款により、第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、会員がすべて負担するものとします。

5. 本条は、補償の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金請求手続き等詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

⑦ICカードの紛失や破損にご注意下さい

ICカードの紛失や破損にご注意ください。ICカード不良につきましては、交換での対応とさせていただきます。

※本申込書によりお預かりしたお客様の個人情報につきましては、本サービス提供の目的に必要な範囲で適切に取り扱います。また、レンタル自転車に搭載された

GPS による位置情報・走行ルート情報について、統計情報等個人を特定できない形態にしたうえで、研究、マーケティングその他当社の事業目的で自ら利用し、

又は第三者に提供することがあります。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用